

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

日本IBM・キンドリルジャパンは 賃上げ10%を実施せよ

組合は従業員はこの厳しい生活実態を踏まえた23春闘要求を、統一回答指定日を3月8日として両社に提出、要求団交を行いました。今年は日程の都合で、日本IBMには2月22日(統一要求日)に要求提出、27日に要求団交、キンドリルジャパンには21日に要求提出、要求団交を行いました。組合に加入して賃上げ交渉に参加しよう

組合は春闘要求および要求団交の中で、物価高騰を上回る水準の賃上げを両社に迫りましたので、これに対する有額回答が3月8日に無い場合は、組合は翌9日早朝、両社の箱崎本社前で宣伝行動を実施します。また、宣伝行動といっしょにストライキを実施するため、当支部が掲げる項目についてスト権を確立するためのスト権投票を現在実施中です。

さらに、組合は交渉状況に応じた数次の回答日と宣伝行動(ストライキ)を計画しています。従業員、皆さん、今からでも遅くありません。ぜひ、あなたも組合に加入して賃上げ交渉に参加しましょう。組合加入申込書は、組合ホームページ「当支部の紹介」から

年齢別本給下限額 (単位: 100円)

年齢	下限額	年齢	下限額	年齢	下限額	年齢	下限額
20		30	3505	40	4320	50	4900
21		31	3610	41	4378	51	4958
22	2860	32	3715	42	4436	52	5016
23	2900	33	3820	43	4494	53	5074
24	2940	34	3925	44	4552	54	5132
25	2980	35	4030	45	4610	55	5190
26	3085	36	4088	46	4668	56	5248
27	3190	37	4146	47	4726	57	5306
28	3295	38	4204	48	4784	58	5364
29	3400	39	4262	49	4842	59	5422

60歳以上のシニア契約社員の下限額は定年時の80%とすること

3.8 回答

両社とも有額回答せよ 不当回答なら9日早朝行動

賃上げ要求の内容

(3) 本給が左表の年齢別本給下限額(組合が独自に導入)を下回っている従業員について、本給を左表の年齢別本給下限額以上に引き上げること。

第289回金属反合同行動



金属機械反合同委員会
会は2月15日、東京都内で第289回金属反合同行動を展開しました。昼休みの時間帯に日本IBM・キンドリルジャパン本社前で宣伝行動が行われ、定年後再雇用争議とAI不当労働行為争議を解決しようと多くの支援者が集結しました。

JMITUは2月15日、金属反合同行動に続き「23春闘勝利! 物価高騰からくらしと地域経済をまもる」をスローガンに中央行動を実施しました。国会請願行動(デモ)が日比谷公園霞門から出発、続いて参議院議員会館で集会を開催。最後に厚生労働省と中小企業庁との交渉、主に予算委員会所属議員への議員要請行動を行いました。

JMITU中央行動実施



裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

AI 不当労働行為事件	3/23(木) 14:20	都庁第一庁舎南 1 階集合
定年後再雇用不当労働行為事件	3/23(木) 14:20	都庁第一庁舎南 1 階集合
定年後再雇用賃金差別裁判	組合ホームページをご確認下さい	

ハッパー
ひよつとしたら、あなたの給与収入は同僚の半分かもしれない▼成果主義を標榜する評価制度の形骸化、ブラックボックス化が著しい。評価はチェックポイントに入力されたResultではなく、別のところを決められている感じがする。また、Performanceがどのようなように担保されているかわからない。昇進プロセスも明確だろうか?▼バンドごとの給与レンジが秘匿されているのは既知の通りだが、加えて昨今は同僚がどのバンドであるかも互いにわからない▼このような状況により、私たちは合理的・道徳的に業務の役割と責任が分担され、各々の責任の達成度合いに応じて処遇が決まっているという実感や納得感を得ることが難しくなっている▼所属長に説明責任を求めることが今年の目標だ。(T)



憲法や労働基準法ではすべての国民に「健康で文化的な」生活を基本的権利として保障していま

企業内最低賃金協定

を求めます。

JMITUは23春闘で「すべての仲間の賃上げ」に取り組みます。非正規雇用労働者や定年後継続雇用者を含めたすべての仲間の賃上げを実現し生活を安定させることは労働者全体の切実な要求です。また、労働者のやる気を引き出し、職場に活力を生み出すことにつながり、企業にとってもプラスになります。「すべての仲間の賃上げ」の要求に正面から応えることを求めます。

2023春闘 JMITU統一要求の紹介

す。全労連が取り組んでいる「最低生計費試算調査(単身生活者)」では、都市や地方の違いにかかわらず、全国どこでも最低でもおおよそ月額22万24万円の生活費(税・社会保険料込)が必要であるという結果が出ています。JMITU独自の「標準生計費の試算」も同様です。こうした結果をも考慮し、非正規雇用の仲間を含め、すべての仲間の最低限度の生活水準を保障するために、企業内最低賃金協定の締結と最低賃金の引き上げを求めます。

初任給の引き上げ

現状の初任給は人間らしい生活を確保するうえで

であり、大幅な引き上げは若い世代の切実な要求です。また、「人手不足」が深刻になるなか、人材の確保と定着、技術・技

春闘重点要求の紹介 組合に加入して要求を勝ちとろう

1面に続き春闘重点要求の中から主要な要求を以下に紹介します。

以下で、冒頭の(IBM

M)というカッコ書きは日本IBM向けの要求、冒頭の(キンドリル)というカッコ書きはキンドリルジャパン向けの要求、冒頭のカッコ書き無しは両社向けの要求を意味しています。

賃上げ要求(賞与部分)

(1) 各人のリファレンスサラリーの引き上げにともない、賞与基準額についてもリファレンスサラリーと同率の引き上げを行うこと。

(2) (IBM) GDP

は2019年支払い分を最後に20年支払い分から22年支払い分の3年分は支払われていません。GDPは元々リファレンスサラリーの6%を徴収したものであるので、GDPを支払うつもりが無いのであれば、この6%をリファレンスサラリーに戻すことを要求します。(3) (キンドリル) 24会計年度分(23年4月、24年3月)のGDPとして23会計年度の水準を上

回る金額を支給すること

を要求します。

組合事務所、倉庫設置の要求

(キンドリル) 本社内に組合事務所を速やかに設置すること。本社内への倉庫設置については、現在進んでいる組合との協議を継続し対応すること。

手当に関する要求

(1) 現在の物価高騰で従業員の生活はさらに厳しくなっているため、本給(本俸・月額賃金)の引き上げとは別に物価高騰手当を支給することを要求します。

(2) (IBM) フレキシブル・ワークスタイルの下でも在宅勤務を選択し実施している従業員が多数います。本来、業務のための水道光熱費および通信費は会社が負担す

るべきであり、会社は速やかに在宅勤務手当として1ヶ月あたり8000円を支給することを要求します。なお、在宅勤務

手当については20年3月に遡及して支払うことを要求します。

(3) (キンドリル) 22年10月から支給が開始された1日2000円の在宅勤務手当では不足です。1日4000円に増額することを要求します。なお、22年9月分までの在宅勤務手当については1ヶ月あたり8000円を20年3月に遡及して支払うことを要求します。

(4) 3年前にコロナ禍が始まった時から従業員が自己負担で支払った在宅勤務のための自宅環境整備費用およびその他費用を補填するため、一時金50000円を支給することを要求します。

働き方改善の要求

(1) (IBM) 現在の世界の流れに従って、賃下げなしで1日の労働時間を午前9時から午後5

時までの7時間、週35時間に短縮すること。これにともない稼働率の上限値を64.9%とするこ

と。

(2) (キンドリル) 22年秋闘要求での(1)と同じ要求に対する会社回答は実施しないというものでしたが、会社が標榜するグローバル化の観点ではキンドリルジャパンの所定労働時間を週35時間に合わせるのが自然な流れであるのに対し、なぜキンドリルジャパンは先進国の中で週38時間を維持するのか会社見解を回答することを要求します。

(3) 以下の内容の勤務間インターバルの規定を就業規則に追加することを要求します。

1) 深夜勤務時の次の勤務開始までのインターバル(裁量労働制と年俸制労働者を含む)を最低11時間とすること。

2) (1)の結果、次の勤務開始時刻が通常の勤務開始時刻(フレックスタ

ム開始時刻)よりも遅くなった場合は、その時間は、勤務したことにするこ

賃下げなしの65歳までの定年延長の要求

特別支給の老齢厚生年金の段階的引き上げが完了することに伴い、「賃下げなしの定年引き上げ」は、職場の切実な要求となつていきます。賃下げなしで65歳までの定年延長を要求します。

組合に加入しよう

組合員数の拡大は、賃上げ、労働条件改善を実現する交渉力、さらに雇用をまもり労働条件の不利益変更をさせない抑止力となります。

従業員の方へ、ぜひ、組合に加入して要求を勝ちとりましょう。組合加入申込書は、組合ホームページ「当支部の紹介」の「組合加入申込書」からPDFでダウンロードできます。必要事項を記入し組合メールアドレスに送付して下さい。

トタイマーや有期雇用者、派遣労働者など非正規雇用者への正社員との不合理な待遇差を禁止する「パートタイム・有期雇用労働法」がすでに施行

されており、経営者には改正法を遵守する責任が求められます。法律の趣旨にもとづき、非正規雇用者の賃金と労働条件・処遇の格差をただちに是正することを求めます。

以上の立場から左記の項目に誠意を持って回答していただくよう要求します。

企業内最低賃金

(1) アルバイト・パート、派遣・請負などを含め、企業内ではたらくすべての労働者を範囲とする「企業内最低賃金協定」を締結すること。

(2) 企業内最低賃金を月額225,000円以上、時間額1,500円以上とすること。

初任給

高卒初任給を225,000円以上、大卒初任

組 合 なん だ ん だ				
--	--	--	--	--



争議解決の要求

定年後再雇用賃金差別争議、AI不当労働行為争議を解決すること。

時までの7時間、週35時間に短縮すること。これにともない稼働率の上限値を64.9%とするこ

と。

(2) (キンドリル) 22年秋闘要求での(1)と同じ要求に対する会社回答は実施しないというものでしたが、会社が標榜するグローバル化の観点ではキンドリルジャパンの所定労働時間を週35時間に合わせるのが自然な流れであるのに対し、なぜキンドリルジャパンは先進国の中で週38時間を維持するのか会社見解を回答することを要求します。

(3) 以下の内容の勤務間インターバルの規定を就業規則に追加することを要求します。

1) 深夜勤務時の次の勤務開始までのインターバル(裁量労働制と年俸制労働者を含む)を最低11時間とすること。

2) (1)の結果、次の勤務開始時刻が通常の勤務開始時刻(フレックスタ

ム開始時刻)よりも遅くなった場合は、その時間は、勤務したことにするこ

賃下げなしの65歳までの定年延長の要求

特別支給の老齢厚生年金の段階的引き上げが完了することに伴い、「賃下げなしの定年引き上げ」は、職場の切実な要求となつていきます。賃下げなしで65歳までの定年延長を要求します。

組合に加入しよう

組合員数の拡大は、賃上げ、労働条件改善を実現する交渉力、さらに雇用をまもり労働条件の不利益変更をさせない抑止力となります。

従業員の方へ、ぜひ、組合に加入して要求を勝ちとりましょう。組合加入申込書は、組合ホームページ「当支部の紹介」の「組合加入申込書」からPDFでダウンロードできます。必要事項を記入し組合メールアドレスに送付して下さい。